

受 給 者 各 位

重度心身障害者医療費助成金受給者証及び給付制限について

重度心身障害者医療費助成制度における給付制限についてお知らせいたします。

本制度は、身体障害者手帳の種別等級が内部障害 3 級の方は「**該当する機能障害に係る医療費のみ対象**」となります。

該当機能障害でない治療に関する医療費等は助成対象外ですのでご注意ください。

また、65 歳以上の方で、本人又は本人と同一世帯のどなたかに、前年の所得に対して市民税が課税されている場合は、「**通院に係る医療費のみ対象**」となります。

入院に係る医療費の助成については対象外ですのでご注意ください。

なお、受給者証の記載内容に変更や不明な点等のある場合は、下の問い合わせ先にお問い合わせください。

問い合わせ先

- | | | |
|-------------|-------------|----------------|
| ○ 障害者支援推進課 | (静岡庁舎 15 階) | ☎:054-221-1587 |
| ○ 葵区障害者支援課 | (葵区役所 2 階) | ☎:054-221-1099 |
| ○ 駿河区障害者支援課 | (駿河区役所 1 階) | ☎:054-202-5818 |
| ○ 清水区障害者支援課 | (清水区役所 1 階) | ☎:054-354-2106 |
| ○ 清水区蒲原出張所 | (蒲原支所 1 階) | ☎:054-385-7790 |

裏面に続きます

受給者証「摘要」欄の「給付制限」が「あり」に「○」のついている方

受給者証の給付制限の内容を確認してください。

◆ 身体障害者手帳が内部障害で等級が3級の場合

内部障害3級の場合には、「障害認定を受けている機能障害に関する医療費が助成対象」となります。

障害認定を受けていない治療費は医療費助成の対象外となります。

◆ 65歳以上で市民税課税世帯の場合

65歳以上の方で、本人または本人と同一世帯のどなたかの前年所得（今回送付する受給者証の場合には令和6年1月から12月の所得）に対して市民税が課税されている場合は、「通院に係る医療費のみが対象」となります。

入院に係る医療費は助成対象外となります。

〈注〉世帯分離・確定申告 などにより、世帯の課税状況が変わった場合、上記の給付制限が変わりますのでお近くの各区役所障害者支援課でお手続きしてください。